

社会福祉法人うるま市社会福祉協議会
評議員選任・解任委員会設置運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人うるま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 7 条第 7 項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項について定める。

(委員会の設置)

第 2 条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員の構成)

第 3 条 委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 4 名で構成する。

2 委員が欠けた場合には、速やかに補欠の委員を選任しなければならない。

(委員の選任及び任期)

第 4 条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後 4 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 欠員により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の招集)

第 5 条 委員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長に事故あるときは、副会長が招集する。

(委員の報酬等)

第 6 条 委員の報酬は、日額 4,500 円を支給する。

(委員の解任)

第 7 条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、会長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、そのほか委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(議長の選任)

第 8 条 委員会の議長は、委員の互選とする。

(評議員の選任)

第 9 条 委員会は、理事会から推薦された評議員候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と当法人及び役員等との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第 10 条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けた上で審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第 11 条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、その外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第 12 条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は、次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 委員会が開催された年月日及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及び結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

3 出席委員は、議事録に署名押印する。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。